



掲載しているイベントや行事等は中止・延期の可能性があります。開催の有無等は市 HP または 図・甲でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。



福祉・人権

市健康医療推進分科会を開催

時 11月13日(金)、午後2時から、所保健
医療センター3階大会議室、**定**先着5
人(当日空きがあれば傍聴可)、**申**11
月2日、午前9時から、電話または
ファックス(氏名・電話番号を記入)
で、保健医療課 ☎ 625・6685、**[FAX]**
625・6979

市障害者地域自立支援協議会 全体会を開催

時 11月16日(月)、午後2時～4時30分、
所福祉文化会館302、**定**先着10人、**備**
手話・点字等が必要な人は事前連絡
要、**申**11月10日、午後5時までに、電
話またはファックス(氏名・住所・電
話番号を記入)で、障害福祉課 ☎ 620・
1636、**[FAX]** 627・1692

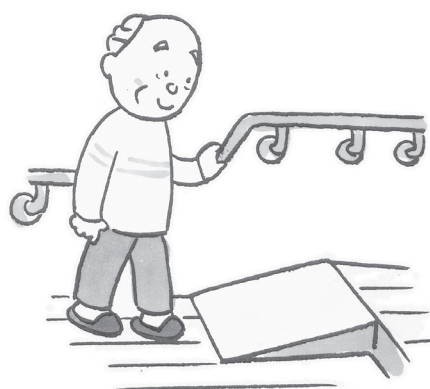
地域福祉推進分科会を開催

時 11月27日(金)、午後2時から、所福祉
文化会館4階会議室、**定**先着5人(当
日空きがあれば傍聴可)、**申**11月2日、
午前9時から、電話またはファックス
(氏名・電話番号を記入)で、地域福
祉課 ☎ 620・1634、**[FAX]** 621・1660

介護保険利用による

住宅改修と福祉用具の購入

要介護認定等を受けている人は、住



避難行動要支援者名簿を作成

市では災害発生時に避難の支援が特

宅改修や福祉用具の購入にかかる費用の一部が支給されます。住宅改修は事前に必ず相談・申請が必要です。なお、市が特定の事業者を紹介することはありません。不審なことがあればケアマネジャーや市に連絡してください。

【住宅改修】**図**手すりの取付け、段差解消、滑り防止等のための床材の変更、扉の取替え、洋式便器等への取替え等、**¥**上限20万円、**備**障害者を対象に介護保険外の住宅改修等助成も行っています。詳細は障害福祉課 ☎ 620・1636 にお問い合わせください。

【福祉用具購入】**対**腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具部分、**¥**年度上限10万円、**図**長寿介護課 ☎ 620・1639

柔道整復、はり・灸、あんま・マッサージを受ける人へ

健康保険の適用が受けられる施術は限られています

適正な受診をすることは医療費の適正化にもつながります。正しくご理解いただき、ご協力をお願いします。**図**国民健康保険＝保険年金課(国保) ☎ 620・1631、後期高齢者医療保険＝府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎ 06・4790・2031

次のような場合は健康保険が使えません

- ▶ 肩こり・筋肉疲労等に対する施術、▶ 疲労回復・慰安・疾病予防のためのマッサージ、▶ 保険医療機関(病院、診療所等)で治療中の負傷や疾患等に対する施術

健康保険が使える場合

- ・柔道整復師の施術 骨折、脱臼、打撲、捻挫(肉ばなれ含む)。
※骨折・脱臼は、緊急の場合を除き、事前に医師の同意が必要です。
- ・医師が必要と認めた、はり・灸、あんま・マッサージ等
【はり・灸】神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症、その他慢性的な疼痛を主症とする疾患
【あんま・マッサージ】筋麻痺、関節拘縮等で医療上マッサージを必要とする症例。
※はり・灸、あんま・マッサージは、事前に医師の発行した同意書または診断書が必要です。

(注) 施術を受けたときは「療養費支給申請書」の内容(日数、金額等)を確認し、自筆で署名押印をしてください。



に必要と考えられる人について、市が保有するデータから名簿を作成し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に提供します。対象者で名簿への記載を希望しない人は、申請してください。

図身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級で単身世帯、

療育手帳A、要介護認定3以上、**申**11月30日までに、申請書(地域福祉課で配付、市HPからダウンロード可)を直接、同課 ☎ 620・1634

11月11日は「介護の日」

介護の日は、介護の理解と認識を

深め、介護サービス利用者とその家族、介護従事者等を支援し、支え合いや交流を促進するために定められました。今一度、それぞれの立場で介護を身近なものとして考えてください。

【いばらき孫・子・おふれ愛フェスタ】
 11月17日(火)～19日(木)、午前10時～午後7時(19日は午後6時まで)、**所**イオンモール茨木ジョイプラザ、**内**市内高齢者サービス事業所利用者の作品展等、**関**長寿介護課 ☎ 620・1637

11月は「こころの再生」 府民運動推進月間

「あいさつ」は人と人との出会いを作る大切なコミュニケーションです。一日は「おはよう」から始まり、「おやすみ」で終わるなど、生活に欠かすことのできない「あいさつ」の大切さを、子どもたちに、そして未来に、伝えていきたいと思います。**関**府教育総務企画課 ☎ 6944・8042

11月25日～12月1日は 犯罪被害者週間

同週間は、犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、定められています。警察では、各種相談窓口を設け、被害者からのさまざまな問題に応じていますので、ご相談ください。**関**茨木警察署 ☎ 622・1234

ホンディングプロジェクトに ご協力を

寄贈いただいた本の売却代金を、犯罪被害に遭った人への支援活動に役立てます。支援の輪を広げてみませんか。
申人権・男女共生課 ☎ 620・1640



事件・事故にあった人の相談・ 付き添いを支援

認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンターでは、事件・事故の被害にあった人への相談、付き添い等の支援を無料で行っています。秘密は厳守されます。**関**同センター ☎ 6774・6365

健康保険・年金

障害年金予約相談のご利用を

社会保険労務士による障害基礎年金

声の広報・点字広報のご利用を

市では、高齢者や視覚障害者に十分な情報提供ができるよう、広報いばらきの音訳版と点字版を発行しています。希望する人はご連絡ください。

関【声の広報】 広報いばらきの原則全記事をCD(デジ形式)に収録(新型コロナウイルス感染症の影響により一部記事のみ収録する場合あり)、**【点字広報】** 広報いばらきから抜粋した内容(約70枚、140ページ)を収録、**備**デジ形式で収録されたCDを再生するためには、専用の再生機器が必要です。再生機器の購入の際に、重度の視覚障害者は日常生活用具の給付として、補助制度を利用できる場合があります。詳細は障害福祉課 ☎ 620・1636 にお問い合わせください。**関**まち魅力発信課 ☎ 620・1602



声の広報



点字広報

専門の予約相談を実施しています。窓口での待ち時間なく相談できますので、ぜひご利用ください。

時 11月2日(月)・11日(火)・20日(金)、午前9時10分～正午・午後1時10分～4時、**所** 保険年金課、**定** 各日先着6人、**関** 障害基礎年金受給手続に関する相談(障害厚生年金除く)、**持** 年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ等(本人以外の場合は委任状)、**申** 同課(年金) ☎ 620・1632

予約年金相談のご利用を

11月は「ねんきん月間」、30日は「年金の日」です。日本年金機構では、公的年金制度への理解を深めてもらうための普及・啓発活動を行っています。



掲載しているイベントや行事等は中止・延期の可能性があります。開催の有無等は市 HP または 図・甲でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

また、市では、毎月吹田年金事務所相談員による出張年金相談を行っています。

時 11月10日(火)、午前10時～正午・午後1時～4時、1人15分間程度、**所** 保険年金課、**定** 先着15人、**内** 国民年金、厚生年金等、**持** 年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証(顔写真付き以外は2点必要)、職歴メモ等(本人以外の場合は委任状)、**申** 11月2日、午前9時から、電話で同課(年金) ☎ 620・1632

国民年金保険料の控除証明書を交付

納付した国民年金保険料は、全額が所得税等の社会保険料控除の対象となるため、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が、11月上旬から中旬に、日本年金機構から送付されます(10月1日から12月31日に今年初めて納付した人は、来年2月上旬)。証明書が届かない人は、吹田年金事務所にお問い合わせください。**問** 同事務所 ☎ 6821・2401

税金

年内に家屋を新築したら 住宅用地適用申告を

土地所有者が、今年中に居住用の家屋を新築した場合、住宅用地適用申告

書を提出すれば、来年度以降、その土地の固定資産税の軽減を受けられる場合があります。申告がまだの人は申告してください。**問** 資産税課 ☎ 620・1615

家屋の取り壊し・新築・増築・用途変更をしたときはご連絡を

市では、固定資産税等を算出するため、家屋調査を行っています。家屋の現況を把握するには、所有者の協力が必要です。家屋を取り壊した場合(一部・全部)や、未登記で新築・増築した場合、事務所から居宅へ用途変更した場合等はご連絡ください。**問** 資産税課 ☎ 620・1615



非課税該当物件所有者は 非課税適用申告を

非課税に該当する物件(公共の用に

供する道路等)所有者が、固定資産税等の非課税適用を受けるには申告が必要です(要件あり)。**問** 資産税課 ☎ 620・1615

土地・家屋所有者の死亡時は 現所有者の申告を

土地・家屋所有者が死亡した場合、市へ現所有者(法定相続人・受遺者等)の住所・氏名等の申告が必要です。なお、相続人代表者指定届と兼ねる場合もあります。**問** 資産税課 ☎ 620・1615

先端設備等導入計画に係る 固定資産税の特例

先端設備等導入計画に従って取得した一定の家屋・償却資産について、取得した翌年から3年間、固定資産税を免除します。

対 租税特別措置法に規定する中小企業者等が来年3月31日までに先端設備導入計画に従って取得した一定の家屋・償却資産、**持** 特例適用資産申告書、先端設備等導入計画(写)、先端設備等導入計画の認定書(写)、工業会等からの証明書(写)、**備** 詳細は市HP参照、**申** 来年2月1日までに、資産税課 ☎ 620・1615

11月11日～17日は税を考える週間

「くらしを支える税」をテーマに、国税庁の取組み等の紹介や、税務署の

夜間・休日窓口を開設 ～国民健康保険料、市税・清掃手数料～

国民健康保険料、市税・清掃手数料を納めていない人は、至急、最寄りの金融機関で納めてください。また、平日に銀行へ行くことができない人や納付相談のある人のために、夜間・休日窓口を開設しますので、ご利用ください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が困難な人は猶予制度がありますので、詳細はお問い合わせください。

時 【夜間】11月9日(月)、午後8時まで、【休日】22日(日)、午前9時～午後5時、**所** ①国民健康保険料＝市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料＝市役所2階13番窓口、**備** 夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。**問** ①保険年金課(徴収) ☎ 620・1631、②収納課 ☎ 620・1616



仕事を同庁HPで紹介しします。また、次のとおり展示コーナーを設置します。
時11月12日(木)～16日(月)、**所**市役所本館東玄関ロビー、**内**中学生の「税」についての作文、市内受賞作品展示、税に関するパンフレットやリーフレット等の設置、**問**茨木税務署 ☎ 623・1131

税務職員を装った不審な電話にご注意を

国税局や税務職員を名乗り、電話でマイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、個人情報聞き出すとする事例が増えていきます。税務職員がアンケート等と称して電話をかけることはありません。不審な点があるときは、即答を避け、最寄りの税務署や警察署にお問い合わせください。**問** 茨木税務署 ☎ 623・1131

個人事業税の納付を忘れずに

個人事業税第2期分の納付期限は11月30日です。送付する納税通知書に記載の金融機関、コンビニエンスストア、府内の郵便局、府税事務所等で納付してください。また、府税の収納を扱う金融機関（ゆうちょ銀行除く）のPayEasyに対応しているATMやインターネットバンキングによる納付、スマートフォン決済アプリ「PayPi」でも納付することができます。そのほか、納め忘れない口座振替制度もご利用ください。

備新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難な人は猶予制度があります。**問** 三島府税事務所 ☎ 627・1121

今月の納付(11月30日)まで

- 介護保険料普通徴収第8期分
 - 国民健康保険料普通徴収第6期分
 - 後期高齢者医療保険料普通徴収第5期分
 - 下水道事業受益者負担金・分担金、公設浄化槽分担金第3期分
- 忘れずに納めてください。



教育・子ども

教育委員会定例会を開催

時11月25日(水)、午後2時から、**所**市役所南館8階中会議室、**備**内容等詳細はお問い合わせください。一部非公開の場合あり、**問** 教育政策課 ☎ 620・1680

いづも育成支援会議を開催

時11月18日(水)、午後6時～8時、**所**市役所南館10階大会議室、**定**先着7人当日空きがあれば傍聴可、**内**市次世代育成支援行動計画(第3期)・子どもの貧困対策計画に係る実施状況報告、**備**一時保育は11月2日までに要申込、

小・中学校入学準備金を支給



対次の両方を満たす人、①来年2月1日時点で、小学校就学予定者(以下新小1)、または市立小学校6年生(以下新中1)の保護者、②昨年中の世帯あたりの所得が基準額(右下表)以下の人(生活保護世帯除く)、または家計の急変等特別な事情があり、市教育委員会が認めた人、**¥**新小1=1人につき51,060円、新中1=1人につき60,000円、**備**来年3月下旬頃支給、現在就学援助支給決定者(新中1)は再申請不要、市外からの転入等で所得が不明な人は所得証明等、借家世帯の所得基準額の適用を希望する人は賃貸契約書(写)または借家に居住していることが証明できる書類(家賃支払証明書等)が必要、**申**11月1日～来年2月28日(必着)、申込が2月中の場合の支給は4月以降、新小1=申請書(就学時健康診断の案内に同封、市HPからダウンロード可)を、郵送または直接、〒567-8505学務課または兄弟が通学中の市立小学校、新中1=申請書(通学中の市立小学校で配付)を、通学中の市立小学校、**問** 同課 ☎ 620・1684

就学援助費の所得基準額

世帯の人数	借家世帯	持家世帯
2人	2,130,400円	1,951,000円
3人	2,597,200円	2,417,800円
4人	3,227,500円	3,048,100円
5人	3,549,700円	3,370,300円
6人以上	1人増すごとに5人世帯の金額に455,400円を加算	



余っている食料品の提供を

申10月19日、午前9時から、電話または直接、こども政策課 ☎ 620・1625

う、家庭や学校、企業、地域等、社会全体で見守り、つながりあえる体制づくりに取り組んでいます。取組みの一つとして、未利用食材を集め、生活に困っている親子や若者に届けるフードパントリーが実施されます。企業や家庭で余っている



掲載しているイベントや行事等は中止・延期の可能性があります。開催の有無等は市 HP または 問・甲でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

る食料品を持参してください。

時11月8日(日)、午前9時～正午、所ローズWAMワムカフェ、内賞味期限残り1か月以上の未利用食材(生もの不可)の寄附、仕分け等の手伝い、備受取の申込等詳細はフードパントリー茨木Facebook参照、問フードパントリー茨木 090・3519・3046

ひとり親家庭医療証・

重度障害者医療証は届きましたか

対象者に①ひとり親家庭医療証(桃色)、②重度障害者医療証(オレンジ色)を送付しました。11月1日以降は、新しい医療証を使用してください。問①こども政策課 620・1625、②障害福祉課 620・1636

児童虐待かと思ったら189へ

「虐待を受けたと思われる子どもを見つけた」「子どもの異常な泣き声をよく聞く」「児童虐待かも」と思ったときは、間違っても構いませんので、すぐに児童相談所虐待対応ダイヤル189に電話してください。あなたが気づき通報することで子どもの命や保護者が救われます。連絡した人の秘密は守られます。問こども相談室 624・8951

不登校・ひきこもりで悩む親の相談窓口

時11月13日(金)、午後2時～5時、所沢



良宜いのち・愛・ゆめセンター分館、ひきこもりや不登校等の子どもの保護者、定着3人、内相談員と面談、申前日までにひきこもり家族支援ネット 090・9257・3903、問ユースプラザ「ベンポスタ・ぱーちスペース」 655・3761

幼児教育・保育無償化の請求はお早めに

対施設等利用給付2・3号認定を受けた、幼稚園・認定こども園(教育部分)・認可外保育施設等利用者で、7～9月分の請求書が未提出の人、備請求方法、スケジュール等は市HP参照またはお問い合わせください。申領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書と施設等利用費請求書を直接、保育幼稚園事業課 620・1638

来年度市立認定こども園・幼稚園園児随時入園等の受付

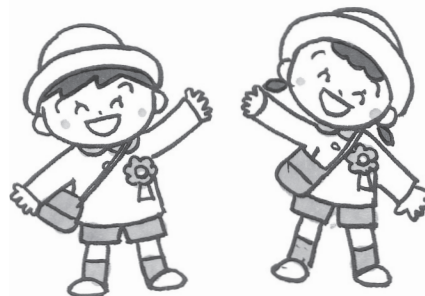
時11月23日(祝)、午前10時～11時(午前

9時30分～10時に整理券配付)、所市役所南館8階中会議室、内定員に空きのある園の入園申込、定員に達している園は入園の順番待ちの受付、持印鑑、マイナンバーを確認できる書類、備24日以降は保育幼稚園事業課で受付、各市立幼稚園等の空き状況は市HP参照、またはお問い合わせください。問同課 620・1638



来年度保育所等入所児童受付

内来年度中の保育所・認定こども園(保育部)・小規模保育事業所・事業所内保育事業所(以下、保育所等)入所申込、備申込書は各保育所等、保育幼稚園事業課で配付(市HPからダウンロード可)、郵送や同課窓口(受取のみ)、予約制の受付(相談あり)で必ず申し込んでください。申込が定員を超えた場合は、保護者が保育できない状況を考慮して順次選考します。入所



中の児童が転所を希望する場合は、転所(園)希望申請書の提出も必要です。また、今年度の入所・転所待ちの人も、来年4月からの入所・転所を希望する場合は改めて申込が必要です。受付の詳細は広報いばらき10月号または市HPをご覧ください。問同課 620・1638

来年度学童保育室入室一斉受付

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、今年度は次のとおり受付を実施します。また、夏季休業期間預かり事業(来年7月20日～8月24日)の申込も受け付けます。

対次の全てに該当する児童、①市内在住、②就労等により、保護者が授業終了後から午後5時頃まで児童の監護に欠ける状態が月間15日以上かつ3か月以上継続、夏季休業期間預かり事業は1日4時間以上児童の監護に欠ける状

いばらき 大学探訪

今月は
藍野大学

問政策企画課
☎ 620・1605



コロナ禍における安心・安全な学校づくり

藍野大学では、教育現場における「新しい生活様式」にスポットを当て、市内大学と市による、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた共同声明を活用した学生への意識付けやオンライン教育の促進など、安心・安全な学校づくりを行っています。

同大学では、特に学生一人ひとりの健康管理が重要であると考え、学生には毎朝の検温と、学生とのコミュニケーションツールであるクラウド型教育支援サービス「manaba」への結果の報告を義務づけています。また、検温器の設置や実習におけるフェイスシールドの着用など、学内での感染予防にも万全の態勢で臨んでいます。これらの取組みを通じて、まち全体の感染拡大防止につなげていけるよう、今後も取組みを継続していきます。

問合先 同大学法人事務局 ☎ 621・3764

態が期間中に18日以上、③小学1～3年生（3年生から継続して入室している支援学級または特別支援学校に在籍する児童は6年生まで）、④市立小学校または府立特別支援学校（保護者による送迎要）に在籍、⑤一斉受付期間内の申請が優先、忍頂寺・清溪小学校の児童は山手台学童保育室を利用、⑥申請書類配付場所 各市立小学校（忍頂寺・清溪小学校除く）の学童保育室（日曜日・祝日除く午後1時～6時、土曜日は午前8時15分～午後5時）、学

童保育課、市内の市立・私立保育所（園）・認定こども園（夏季休業期間預かり事業除く）、市HPからダウンロード可、⑦郵送 12月4日（必着）までに、〒567-8505 同課、窓口（予約制）12月2日～8日（6日除く）、午前9時30分～午後7時（8日は午後5時15分まで）に、申請書類を直接、市役所南館8階中会議室（希望日の前日までに市公式総合アプリ「いばらき」41ページ参照）で要予約、⑧同課 ☎ 620・1801

夜間学習室のご利用を

時11月22日（日）・25日（水）・26日（木）、午後6時～9時、所葦原多世代交流センター、対市内在住の中学生、内学習室等での自習、問同センター ☎ 637・2422



青少年問題協議会専門部会を開催

時11月26日（木）、午後4時から、所上中条青少年センター青少年ホール、定先着5人（当日空きがあれば傍聴可）、備一時保育は11月16日までに要申込、申電話またはファックス（住所・氏名・電話番号を記入）で、社会教育振興課 ☎ 622・5180、FAX 622・9858

11月は市青少年健全育成強調月間 青少年健全育成の取組みにご理解を

次代を担う青少年が心豊かで健やか

活動中！

まちづくり会社「FICベース株式会社」

同社は、公共や民間単独では実施が困難な道路空間活用事業や空き店舗等を活用した店舗誘致・設置事業をはじめ、魅力ある商業機能や居心地の良い空間の創出を図る事業等を行い、市民の皆さんが住み続けたいと思えるまちづくりを進めています。コロナ禍における事業者の応援や、HP（右図読み取り）、Facebook、Instagramでまちの情報発信等も積極的に行っていますので、ぜひご覧ください。問同社 ☎ 697・9469



～茨木まちづくり～
FICベース株式会社

F^{未来}
uture^{（茨木）}
I^{baraki}
Creation^{（創造）}
ベース^{（基地）}
Base

一関連イベント

器とおやつとソーイング
時11月14日（土）、午前10時～午後4時、所茨木にぎわい亭（元町2-5）、内器・お菓子・布の販売等



掲載しているイベントや行事等は中止・延期の可能性があります。開催の有無等は市 HP または 図・甲でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。



まちづくり

11月9日～15日は 秋の全国火災予防運動

「その火事を防ぐあなたに金メダル」を全国統一防火標語とし、同運動を全国一斉に行います。わが家、わが町から火災をなくすために、次のことを心掛けましょう。▼寝たばこはしない、▼コンロから離れるときは必ず火を消す、▼ヒーターは燃えやすいものから離れた位置で使用する、▼住宅用火災警報器を設置し、定期的に作動確認を行い維持管理する、▼消火器を設置する、▼高齢者等支援を必要とする人を守るために隣近所の協力体制をつくる。 図予防課 ☎ 622・6950

全国瞬時警報システム（Jアラート） の緊急地震速報訓練の実施

Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃等の緊急情報を、国から瞬時に伝えるシステムです。同システムを用いた緊急地震速報訓練を実施します。 時11月5日（木）、午前10時頃、 内市内80か所に設置している屋外拡声器による

放送訓練（放送内容は自動応答サービス ☎ 050・5433・9161 で確認可）、 図危機管理課 ☎ 620・1617

市ブランドメッセージ・ロゴのご活用を

市では、ブランドメッセージ「次なる茨木へ。」とロゴを活用し、市内外へのシティブロモーションに取り組んでいます。名刺やチラシ、各種商品等にぜひご活用ください。なお、営利的の場合は、事前に申請書の提出が必要です。詳細は市HP（下図読み取り）をご覧ください。 図まち魅力発信課 ☎ 620・1602



活用例

居住施策推進委員会の 市民委員を募集

時来年1月1日（祝）～8月31日（火）（予定）（再任あり）、年に1回程度開催、 対20歳以上の市内在住・在勤・在学者（国または地方公共団体の議員・職員等除く）、 定女性1人、 内居住マスタープ

ATOCHI NEWS

どうなる？ 市民会館跡地エリア

図市民会館跡地活用推進課 ☎ 655・2757

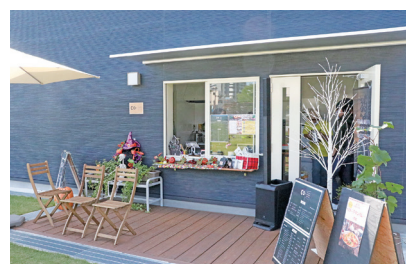
Vol.2

イ バ ラ ボ IBALAB@広場で社会実験を実施

先月、全面オープンした IBALAB @広場。今後のあり方を考える社会実験を進めています。

その1つとして、備品の貸し出しや広場の清掃、利用相談等の管理業務を手伝ってもらいながら、飲食事業やイベント等、にぎわいにつながる自主企画を実施してくれる運営者を公募しました。運営者に決定したのは市内のカフェ「たたらば珈琲」。代表の藤井さんは「この広場でたくさんのつながりを生み出し、育てていきたいと考えています。その過程で、関わるすべての人が広場の主人公になれる場所となるよう取り組んでいきます」と意気込みを語りました。

運営拠点となるカフェ「いばらきコモンファクトリー」では、日替わりカレーなどのランチや自家焙煎珈琲を提供。芝生のある屋外の開放的な空間でゆったりした時間を過ごせます。また、週末には茨木屋台村などのフードイベントやサイクルイベント、マルシェなど魅力的なイベントを実施する予定です。気軽に一服するもよし、イベントを楽しむもよし、IBALAB @広場を思い思いに満喫してください。



広場の様子



¥購入費の2分の1（100円未満は切り捨て）、電気を使用しないコンポスト容器類Ⅱ1基につき上限5千円（5年以内）2基まで、電気を必要とする家庭用生ごみ処理機Ⅱ上限2万円（5年以内）1基）、**備**申請前の購入は補助対象外、予算の範囲内で先着順、5いばらき環境ポイント付与、**申**申請書（資源循環課で配付、市HPからダウンロード可）を直接、同課**☎**620・1814

家庭用生ごみ処理機等の購入費助成の申請はお早めに

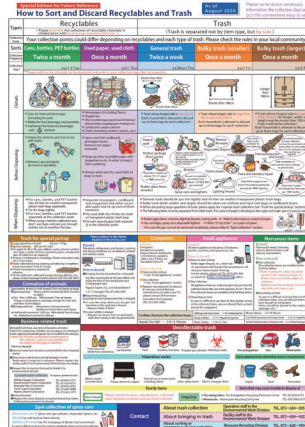


環境

ランの推進に係る協議等、**¥**日額9千円、**申**11月20日までに、申込書（居住政策課で配付、市HPからダウンロード可）と小論文を、原則本人が直接、同課**☎**655・2755

ごみ集積場所までごみの排出が困難な高齢者や障害者の世帯を対象にごみの戸別収集を行っています。
対全ての世帯員が次のいずれかに該当する世帯、①65歳以上で要介護3以上、②身体障害者手帳1・2級、③療育手帳A、④精神障害者保健福祉手帳1級、**申**申込書（市HPからダウンロード

スマイル収集のご利用を



外国語版ごみの分け方と出し方リーフレットのご利用を
 市では、ごみの分別・排出方法を記載した、ごみの分け方と出し方リーフレット（保存版）の外国語版を作成しています。英語・中国語・韓国語で作成していますので、市HPからダウンロードしてご利用ください。また、資源循環課や各いのち・愛・ゆめセンター等でも配付しています。ごみ分別アプリ「次ごみプリ」からも閲覧可能です。
問同課**☎**620・1814

スプレー缶等と小型家電のスポット収集

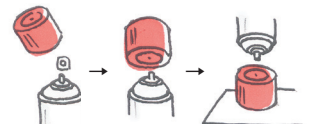
スプレー缶等（スプレー缶、カセットボンベ、使い捨てライター）のスポット収集を下表のとおり実施しますので、中身が残ったスプレー缶等をお持ちください。また、ボックス回収を行っている小型家電（リサイクル家電4品目除く）も、スポット収集で対応します。なお、スプレー缶等は、原則、下記の注意点を厳守の上、普通ごみで出してください。**☎**環境事業課**☎**634・0351

日程（来年）	時間	市役所 本館地下1階	生涯学習 センター	福井市民 体育館	いのち・愛・ゆめセンター		
					豊川	総持寺	沢良宜
1月16日(土)	午前10時～11時30分	○					
	午後2時～3時30分		○				
1月29日(金)	午後2時～3時30分	○	○				
3月13日(土)	午前10時～11時30分		○			○	○
	午後2時～3時30分	○		○	○		
3月30日(火)	午後2時～3時30分	○	○				

（注）市役所は車両等で乗り入れできません。また、市役所以外の収集は、各施設の正面玄関で行います。日程に変更があった場合は市HPでお知らせします。11月21日・22日のいばらき環境フェア（28ページ参照）でも実施します。

【普通ごみで出す場合の注意点】▶使い切った上で、「ガス抜きキャップ」(※)等を使用し、完全にガスを抜き取る、▶ガス抜き作業等は必ず屋外で、風通しのよい火気のない場所で行う、▶他のごみとは分け、中身が見える45ℓ以下の透明袋に入れ、「ガス抜き済み」と表示

※商品により有無・形状・使用方法（右図参照）が異なります。商品に記載された使用方法をご確認ください。





掲載しているイベントや行事等は中止・延期の可能性があります。開催の有無等は市 HP または 図・甲でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

ド可)を、郵送または直接、〒567-0838 東野々宮町14-1、環境事業課 ☎ 634・0351、〒567-8505 資源循環課 ☎ 620・1814

古布の排出抑制の解除

新型コロナウイルス感染症の影響により、衣類やタオル等古布の排出を控えていただいておりますが、現在は通常どおり行えます。なお、保管している古布が多量の場合は、複数回に分けて排出するようお願いいたします。 図環境事業課 ☎ 634・0351

ええことカレンダーコンテストを実施

市では、地球にとつては温暖化の防止に、家計にとつては節約になる、ええことカレンダー「いばらき環境家計簿」のコンテストを実施します。

内①1か月分の環境家計簿、②暮らしのチェックシート、③ええこと川柳、④5いばらき環境ポイント付与、⑤選考し、入賞作品にええこと賞を授与、申12月15日(必着)までに、申込用紙(環境政策課で配付、市HPからダウンロード可)を、郵送または直接、〒567-8505 同課、図環境を考える市民ネットワーク いばらき佐名川 ☎ 624・5274

11月は府産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間

廃棄物の野積み、野焼き、不法投棄



商工・消費生活

阪急沿線観光あるき あるくと **ご利用を**

ウォーキングアプリ「aruk&」(左下図読み取りからダウンロード)で、

は犯罪です。土地の所有者・管理者が管理を適切に行っていないか、安易に賃貸した結果、廃棄物が不法投棄されたり、埋め立てられたりして、周りの生活環境にも支障を及ぼすことがあります。土地所有者等が多額の費用を負担して撤去しなければならぬケースもありますので、土地の状況を定期的に監視するなど、管理を徹底しましょう。また、土地を賃貸するときには使途を十分確認し、書面で契約を結びましょう。 図府産業廃棄物指導課 ☎ 06・6210・9572

勤労者互助会給付金一覧表

共済事由			共済金給付額（円）	
結婚祝金			40,000	
子の出生祝金			16,000	
子の小・中学校入学祝金			各 12,000	
死亡弔慰金	会員	交通事故死亡	560,000	
		交通事故死亡以外の 不慮の事故死亡	160,000	
		その他の死亡	120,000	
	配偶者		200,000	
	子		40,000	
	親		12,000	
	障害 見舞金	交通事故		16,000 ～ 520,000
その他		120,000		
傷病見舞金	休業 14 日以上		12,000	
	休業 30 日以上		28,000	
	休業 90 日以上		48,000	
	休業 120 日以上		68,000	
住宅災害見舞金	火災、航空機の 墜落等		全焼・全壊	400,000
			半焼・半壊	360,000 以内
			一部焼・ 一部損壊	120,000 以内
	自然災害	風水害	全壊・流失	120,000
			半壊	60,000
			床上浸水	4,000 ～ 60,000
			一部壊	4,000 または 2,000
		地震	全壊	40,000
			半壊	20,000
			一部壊	4,000
	同居親族の死亡（一人当たり）			40,000

市勤労者互助会へご加入を

互助会に加入することで、個々の事業所では充分な福利厚生が困難でも、事業所の事務負担を増やさず低コスト

地域の魅力を見つけてみませんか。本市が紹介する「元茨木川緑地コース」では、8スポットを攻略すると、抽選で地域の商品が当たります。運動不足にお悩みの皆さんはぜひ挑戦してみてください。 図商工労政課 ☎ 620・1620



で従業員の福利厚生の充実が図れます。また、優秀な人材の確保や定着も期待できます。ぜひ活用ください。 対15歳以上71歳未満で、次のいずれかに該当する人、①市内の事業所・商店に勤務する従業員や事業主(事業主のみの加入は不可)、②市外の事業所・商店に従業員として勤務する市民、内各種共済給付金(右表)、人間ドック受診費用補助、宿泊・レジャー施設の優待等、加入時1人100円(脱会時返金)、1人月500円(①は会費の2分の1以上は事業主負担、事業主が負担し

府最低賃金のお知らせ

た会費は損金または必要経費として処理可)、**備**パートタイマーも加入可
(①原則、事業所・商店単位で加入)、**関**同会(茨木商工会議所内) ☎622・6631

今年は府最低賃金の引上げを行わず、964円のままとりました。パート、アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。特定の産業の労働者は、特定(産業別)最低賃金が定められています。**関**労働基準監督署 ☎604・5308



11月は労働保険適用促進強化月間

労働保険とは、①労災保険と②雇用保険の総称で、労働者を一人でも雇用している事業者は必ず加入しなければなりません。加入手続き等がまだの場合は、労働基準監督署と公共職

特定退職金共済制度のご利用を

業安定所に連絡し、手続きしてください。**関**①茨木労働基準監督署 ☎604・5310、②ハローワーク茨木 ☎623・2551(部門コード21#)

退職金制度のない、または単独で実施できない事業所のための制度です。パートタイム労働者を含めた従業員の労働条件の向上のためにもご利用ください。

内給付金Ⅱ退職一時金、加入期間10年以上で退職時に、希望により加入期間に応じての退職年金、死亡時の遺族一時金、**¥1**人月額千円(10)から3万円(30)で選択加入、全額事業主負担、**関**茨木商工会議所 ☎622・6631

11月は計量強調月間

計量器は、電気・水道の使用や食料品の売買、健康管理等、さまざまな場面で使われています。法律で精米や食肉等29種類の商品が「特定商品」とされており、量目公差(許容誤差)を超えて不足してはならないと定められています。暮らしを安全・快適に保つため、取引・証明をする事業者は、必ず「検定証印」または「基準適合証印」のある計量器を使用し、正しく計量してください。また、計量器を引き続き使用する場合は市が実施する2年に1回の定期検査を忘れずに受けてください。

茨木のお店に行こう

Vol.20

市の補助制度利用店を紹介します

関商工労政課 ☎620・1620

いばらき和牛倶楽部

昨年12月に、JR茨木駅から西へ約600mのところにオープンした、厳選された和牛を味わうことができるレストランです。店内は落ち着いた雰囲気、幅広い価格帯のメニューを提供しています。気軽なランチはもちろん、誕生日や大切な記念日など特別な日にもぴったりのお店です。

「お店のこだわりは厳選した和牛を使うこと。和牛の良さをより引き出せるよう、下ごしらえから焼き方、火加減などには細心の注意を払っています」とオーナーの雄川さん。近江から仕入れた黒毛和牛は、有名ホテルで料理長を務めた経験もあるシェフの手で、ステーキやスジ肉カレーなどさまざまなメニューに仕上げられます。中でもとろけるような食感がたまらないローストビーフ丼はイチオシの一品。あっさりとしたタレが最高級素材のうまみを引き立てます。

雄川さんは「コロナ禍なので、テイクアウトメニューも豊富に用意しています。近江牛、黒毛和牛をふんだんに使った料理をぜひ一度召し上がってください」と笑顔で話しました。

電話 658・6591

ところ 春日二丁目3-3

営業時間 11:00~15:00、18:00~22:00(宴会は3日前までに要予約)、月曜日休み



オーナー 雄川敦史さん





掲載しているイベントや行事等は中止・延期の可能性があります。開催の有無等は市 HP または 図・甲でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

令和3年度市・市水道部への 入札参加資格手続を

市と市水道部が発注する建設工事関係（測量・建設コンサルタント等含む）、物品関係（建設工事を除く委託業務含む）の取引を希望する人は、電子申請後、入札参加資格申請書を提出してください。また、すでに登録している市内業者も、更新手続が必要です。図契約検査課 ☎ 620・1613、水道部総務課 ☎ 620・1690

■ **入札参加資格申請手続** 申請書配付 11月2日～12月15日に市 HP からダウンロード、受付期間 12月1日～15日（消印有効）、登録有効期間 来年4月1日～令和4年3月31日、提出方法 電子申請後、「一般書留」「簡易書留」等で、〒567-8505 契約検査課（持参による受付不可）

■ **更新手続** 図すでに登録している市内に本店を有する建設工事登録業者、測量・建設コンサルタント等登録業者と物品等登録業者、備申請書配付、受付期間と提出方法は入札参加資格申請手続と同様



所①保育所、②幼稚園、内①保育士（資格要）、早朝・夕方保育（資格あり優先）、②預かり保育（幼稚園免許未更新・保育士資格のみでも可）、¥（例）保育士月給20万4千円程度、早朝・夕方保育月給6万7千円程度、預かり保育時給1283円、備



求人

図消費生活センター ☎ 624・0799

詳細はお問い合わせください。申市 HP から申込（左上図読み取り）または電話で、人事課 ☎ 620・1601



その他

郡山公民館の臨時休館

時11月9日（月）～14日（土）（予定）、図中央公民館 ☎ 622・1256

斎場第①・②・③告別式場が利用できません

時①11月1日（日）の通夜式～18日（水）の告別式、②18日（水）の通夜式～12月6日（日）の告別式、図市民課 ☎ 620・1645

市役所からの着信番号表示が変わります

11月1日から、市役所（本館・南館・福祉文化会館）からの着信時に表示される番号が、代表番号から各課の直通番号に変わります（一部除く）。なお、担当課がわからない場合や直通番号がつかない場合は、代表番号 ☎ 622・8121 をご利用ください。図総務課 ☎ 620・1611

施設利用できません

市の行事等に利用するため、次の日時の施設利用はご遠慮ください。なお、福祉文化会館・フリエイトセンターの12月抽選分の申込受付は11月20日～30日に行います。【福祉文化会館】文化ホール 来年12月11日・12日・29日～31日 終日、「フリエイトセンター」センターホール 来年12月3日～5

フィギュアスケート日本代表の岩野桃亜選手がスポンサーを募集

市では、東京2020オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際的なスポーツ大会で活躍が期待できる選手を支援しています。現在、本市特別支援指定選手で日本スケート連盟フィギュアスケート強化選手Bの岩野選手がスポンサーを募集しています（個人による寄附も可）。選手紹介は35ページ参照。

図試合練習の時に着るジャケットや、採点結果を待つ間に着るベストにスポンサーバナーロゴを入れる、企業製品等のイメージモデルやアンバサダーとして広報活動に協力（条件応相談）、備フィジカルトレーナーやスポーツ栄養士による支援も募集、申岩野桃亜公式 HP（右図読み取り）のメールフォームまたはスポーツ推進課 ☎ 620・1608



日・11日・12日・29日～31日 終日、多目的ホール 来年6月5日・18日・19日・26日 終日、6月9日・23日 午前9時～午後5時、「生涯学習センター（火曜日休み）」きらめきホール

広報いばらき、市 HP に 広告を掲載しませんか

市では広報いばらき・HP に広告枠を設け、地元企業等に PR の場を提供するとともに、その広告収入を市政運営の財源として有効活用しています。詳細は市 HP 参照、またはお問い合わせください。☎ 広報いばらき = ㈱ホープ ☎ 092・716・1401
市 HP = まち魅力発信課 ☎ 620・1602



広報いばらき



HP

来年 5 月 12 日・19 日・26 日 午後 6 時 30 分～9 時 30 分、5 月 13 日・20 日・27 日 午後 0 時 30 分～9 時 30 分、**（ローズ W A M（火曜日休み））** 5 階 11 月 16 日～12 月 14 日 終日、**4 階** 11 月 11 日

マンション管理士無料相談会

【時】原則毎月第 4 土曜日、午後 6 時 30 分～8 時 20 分、【所】ローズ W A M（10・11 月は福祉文化会館）、【定】先着 2 組、【内】マンション管理組合の管理運営等に関する相談、【申】府マンション管理士会茨木・摂津支部 HP から申込、または電



今年度の狂犬病予防注射は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため接種期間が 12 月 31 日まで延長されています。まだの人は早めに予防注射の接種をしてください。☎ 市民生活相談課 ☎ 620・1603

狂犬病予防注射はお済みですか

終日、**3 階** 11 月 1 日～16 日 終日、**ワムホール** 11 月 1 日～12 月 27 日 終日、来年 6 月 12 日・13 日・17 日・19 日・20 日・26 日・27 日 午後 0 時 30 分～6 時

転入・転出等の際には届出を

適切な市民サービスを受けるため、必ず届出をしましょう。

【所】市民課 ☎ 620・1621



届出種類	届出期間	持ち物	届出人
転入届 (本市に引っ越してきたとき)	引っ越した日から 14 日以内	○転出証明書（転入届の特例を受ける場合は、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード）、○住民基本台帳カード（保有者のみ）、○マイナンバーカード（保有者のみ）、○在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民のみ）、○介護保険受給資格証明書（保有者のみ）、○後期高齢者医療負担区分等証明書（保有者のみ）、○国外からの転入の場合は、戸籍謄本と附票（5年以内の本市への再転入または本籍地が本市の場合は不要）、パスポート	世帯主 または 世帯員
転居届 (市内で住所が変わったとき)		○マイナンバーカード（保有者のみ）、○住民基本台帳カード（保有者のみ）、○在留カードまたは特別永住者証明書（外国人住民のみ）、○国民健康保険・後期高齢者医療等被保険者証、介護保険証、こども医療証、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書等（加入者のみ）	
転出届 (市外に引っ越すとき)	引っ越す日の 前日まで	○国民健康保険・後期高齢者医療等被保険者証、介護保険証、こども医療証、ひとり親家庭医療証、児童扶養手当証書等（加入者のみ）	
世帯変更届 (世帯に変更があったとき)	変更した日から 14 日以内		

※外国人住民も届出が必要です。

※届出時に虚偽の届出を防ぐため、届出人の本人確認を行います。代理人が届出をする場合は委任状が必要です。

※持ち物は転入・転居・転出・世帯変更者全員分が必要です。

※国外からの転入にはパスポートに入国スタンプが必要です。ない場合は、航空チケット等入国日の分かるものが必要です。



掲載しているイベントや行事等は中止・延期の可能性があります。開催の有無等は市 HP または 図・ 図でご確認ください。また、参加の際は検温やマスクの着用をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

無料アプリ「マチイロ」で 広報いばらきを配信

まち魅力発信課 ☎ 620・1602

スマートフォンやタブレットの無料アプリ「マチイロ」で、広報いばらきを配信しています。アプリをダウンロードして登録すると、広報いばらきが毎月自動配信されます。最新号をいつでもどこでも読むことができますので、ぜひご利用ください。



マチイロ

■ 利用の手順

①右図を読み取るか、iOS は App Store、Android は Google Play で「マチイロ」と検索し、アプリをダウンロードしてください。



iOS 用

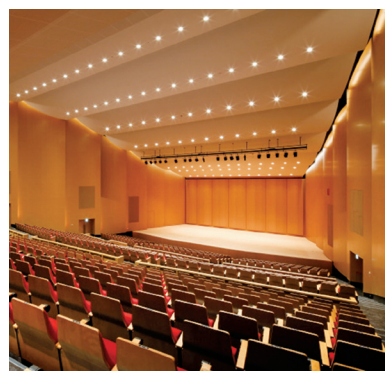


Android 用

②アプリの「メニュー → 個人設定 → お住まいの地域」で「茨木市」を選択します。

アプリのダウンロードや閲覧等にかかる通信料は利用者負担です。「マチイロ」の主な機能等詳細は、市 HP 参照。

話・ファックスで、同支部 ☎ FAX 633・8093
フューチャープラザ・ブランド
ホールの市民先行予約
立命館いばらきフューチャープラザ・ブランドホールの、来年12月4日～6日の先行予約を行います。利用予定者は必ず抽選会に出席してください。詳細は市HPをご覧ください。
【抽選会】時11月18日(水)、午前11時から、所同プラザ、備利用予定者のうち



立命館いばらきフューチャープラザ
ブランドホール

希望者にはブランドホールの見学会
(11月18日、午前10時、同プラザ1階

検察審査会審査員に選ばれたら ご協力を

インフォメーション前集合) も実施、イベントホールの予約も可(ブランドホールの予約日と同日のみ)、申11月1日～10日に、メールまたはファックス(住所・団体名・氏名・電話番号・見学会参加希望の有無・参加人数を記入)で、文化振興課 ☎ 620・1810、FAX 622・7202、✉ bunkashinkou@city.ibaraki.jp

同審査会は、交通事故、詐欺等の被害にあったのに、検察官が不起訴処分としたことを納得できない人のために、その不起訴処分が正しかったかどうかを審査する機関です。同審査会では、選挙権を持っている皆さんの中から公平な「くじ」で選ばれた11人の審査員が審査をします。審査員に選ばれたときには、ご協力をお願いいたします。なお、同審査会では、この制度をドラマ形式で紹介したDVDの貸出を行っています。図大阪第一・第二・第三・第四検察審査会事務局 ☎ 06・6316・2981

列車内ちか被害相談のご利用を

同相談は24時間いつでも受け付けています。痴漢の被害に遭った、目撃したときは一人で悩まないで、一緒に対応方法を考えましょう。図府警察鉄道警察隊 ☎ 06・6885・1234

20・30歳代の
皆さんが
活躍中!

市民モデル募集

広報いばらきの表紙や特集記事、その他広報物に登場する市民モデルの登録者を募集しています。申込等詳細は市 HP をご覧ください。ご応募をお待ちしています。

対市内在住・在勤・在学者、備都合により掲載できない場合があります。

申申込書(まち魅力発信課で配付、市 HP からダウンロード可)と登録者の写真(L版)を、郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎ 620・1602



11月の無料相談

祝日の場合は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、39 ページ参照。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる可能性があります。

相談内容	と き	ところ	相談内容	と き		ところ	
相続、離婚等の 法律相談 (各日先着 16 人)	毎週月・水・金曜日、 13:00～17:00 (※)	市民生活相談課 ☎ 620・1603 ※前日、8:45 から 電話で予約 (前日 が土・日曜日、祝 日の場合は、その 直前の開庁日)	女性面接相談	毎週月～土曜日 (火曜日除 く)、10:00～16:00(要予約)		男女共生センター ローズ WAM ☎ 620・9920	
日曜法律相談 (先着 7 人)	29 日(日)、9:00～12:30 (25 日、8:45 から電話で予約)		女性電話相談 ☎ 621・0892	毎週月～土曜日 (火曜日除 く)、10:00～16:00			
交通事故法律相談 (各日先着 5 人)	毎週火曜日、 13:00～15:30(※)		男性のための 電話相談	18 日(水)・25 日(水)、 18:30～21:30			
国の仕事に関する 行政相談	総務省行政相談センター ☎0570・09・0110 にお問い合わせください。		女性のはたらき方 相談	14 日(土)、9:30～12:30 (要予約)			
行政書士相談 (各種書類の書き方) (先着 5 人)	4 日(水)、9:30～12:00 (※)、 相続、遺言、離婚協議書、許 可申請等		女性法律相談	19日(木)・21日(土)、 9:30～12:30 (2日、9:00から電話で予約)			
司法書士相談 (各日先着 5 人)	4 日(水)=登記、相続、18 日(水)・ 25 日(水)=登記、相続、後見人、 多重債務等、9:30～12:00(※)		仕事なんでも 相談	26日(木)、13:00～16:00		配偶者暴力相談 支援センター ☎ 622・5757	
土地家屋調査士相談 (先着 5 人)	18 日(水)、9:30～12:00(※)、 土地の境界等		DV 相談 デート DV 相談	毎週月～土曜日、 9:00～17:00			
宅地建物取引相談 (先着 5 人)	19 日(木)、9:30～12:00(※)、 不動産取引等		人権相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00		人権センター ☎ 622・6613	
税務相談 (先着 5 人)	12 日(木)、13:00～16:00(※)		消費生活センター ☎ 624・1999	人権や生活上の さまざまな相談	毎週月～土曜日、 9:00～17:00		各いのち・愛・ゆめセンター 豊 川=☎643・1470 沢良宜=☎635・7667 総持寺=☎626・5660
戸籍相談 (先着 4 人)	19 日(木)、14:00～16:00 (前日、8:45 から電話で予約、 市民課☎ 620・1621)			①経営相談 ②創業相談 ③融資相談	①原則、毎週月～金曜日、 ②主に毎週月・金曜日、 10:00～17:00 (要予約) ③10 日(水)・19 日(水)		商工労政課 ☎ 620・1620
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～ 16:30、14 日(土)・28 日(土) 9:00～12:00	仕事なんでも 相談		毎週火～木曜日、 10:00～16:00 (予約優先、26日は12:00 まで)			
人権擁護委員に よる人権相談	12 日(木)・26 日(木)、 13:00～15:00	市民生活相談課	建築物の耐震、建 替え、改修等の相 談 (先着 4 組)	第 3 木曜日、13:00～16:00 (7 日前までに要予約)		居住政策課 ☎ 655・2755	
ひとり親のため の法律相談	24 日(水)、13:00～16:00 (2 日、8:45 から電話で予約、 こども政策課☎ 620・1625)		防火相談	毎日、9:00～17:00		消防本部 ☎ 622・6955	
母子・父子・寡婦 家庭相談 (離婚前也可)	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	こども政策課 ☎ 620・1625	生活困窮に関する 相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00		くらしサポートセン ターあすてっぷ茨木 (相談支援課内) ☎ 655・2752	
聴覚障害者 生活相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	障害福祉課 ☎ 620・1636 ☎ 627・1692	福祉まるごと 相談会 どの会場でも相 談可能です。 コミセン=コミュ ニティセンター ☎ 655・2758	第 2 火曜日	10:00 ～ 12:00	中条公民館	
障害児相談 (18 歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～ 17:00 (面談は要予約)	あけぼの学園 ☎ 626・0105		第 2 木曜日		耳原公民館、 東奈良コミセン	
教育相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 8:45～17:00 (要予約)	教育センター ☎ 626・4400		第 3 木曜日		東コミセン	
電話教育相談 ☎ 625・7830	毎週月～金曜日、 8:45～17:00			第 4 木曜日		玉櫛コミセン	
「いじめ」ホット 電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、 ☎ 0120・147970(小・中学生 対象)、☎ 627・5511(保護者 対象)、上記以外は☎ 0120・ 7285・25			第 3 金曜日		白川公民館	
奨学金相談	毎週月～木曜日、 10:00～18:00	教育委員会分室 (予約は上記教育センター)					
発達相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 8:45～17:00 (要予約)						

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課☎ 620・1603 にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。
記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、